

阿賀野市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水原市場及び保田市場の使用料及び手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

阿賀野市長 田 中 清 善

- 1 徴収事務の委託を受ける者
 - ・水原市場
水原市場商業組合 組合長 長尾昭蔵
阿賀野市山口町一丁目8番6号
 - ・保田市場
佐藤 翼
阿賀野市保田1827番地
- 2 委託する事務の範囲
水原市場及び保田市場の使用料及び手数料の徴収
- 3 委託期間
 - ・水原市場
令和4年4月4日から令和5年3月31日まで
 - ・保田市場
令和4年4月5日から令和5年3月29日まで